

石巻市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年12月27日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 生活環境部
環境課、廃棄物対策課、市民課、渡波支所、稲井支所、荻浜支所、蛇田支所及び生活環境部所管の行政機関
- 2 監査期間 平成28年10月24日から同年12月27日まで
- 3 監査対象範囲 平成28年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成28年9月30日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成28年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
環境課	財産管理事務	<p>1 行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>石巻斎場に係る行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料</p> <p>誤徴収額 29,814 円</p> <p>正徴収額 29,999 円</p> <p>過少徴収額 185 円</p>